本号で公布された法令のあらまし

◇**道路運送法施行令の一部を改正する政令**（政令第一号）（国土交通省）

1　道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

政　令

道路運送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第一号

道路運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十一号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

附　則

この政令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省令第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の二を第一条の九の三とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

（法第二十条の十一の提供方法）

第一条の九の二　官公署又は政府関係機関の職員は、法第二十条の十一の規定により資料の提供を行う場合において、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該提供を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一　指定法人（地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものをいう。第九条の八を除き、以下同じ。）が使用し、及び管理する電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（以下「特定電子計算機等」という。）に、当該官公署又は政府関係機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十条の十一の規定により提供する事項を送信すること。

二　特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、徴税吏員の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三　当該徴税吏員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供を行う事項が記録されること。

第二条に次の一項を加える。

3　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の㈥の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二条の四第一号イ中「地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）」を「指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等」に改める。

第二条の五の二に次の一項を加える。

3　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して特別徴収票を提出する者は、特別徴収票を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第三条に次の一項を加える。

4　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第五条に次の一項を加える。

4　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。